

保育料の減免について

丸亀市放課後留守家庭児童会の保育料は、下記の対象者について減免することができます。申請方法と減免が適用されるまでは、以下のとおりです。

- ① **「様式第5号（第8条関係）児童会保育料減免申請書」と必要な提出書類（対象者であることを証明する公的な書類）を一緒に、各児童会へ提出してください。**
- ② 受理後、教育委員会で可否を決定して「児童会保育料減免承認・不承認決定通知書」を保護者宛に郵送で通知します。申請書や添付書類が不備な場合は受理できませんので、ご注意ください。
- ③ 保育料の減免は、「児童会保育料減免申請書」を提出し、承認決定した月から適用となります。納付後に適用になった月の保育料は差額を返金し、納付前の場合は保育料を訂正します。減免期間は減免対象資格を有する期間となります。
- ④ 減免制度の問合せは、教育委員会教育部総務課までご連絡ください。（電話:0877-24-8820）

＜対象者と必要な添付書類＞

対象者 (減免を受ける理由)		減免額	必要な提出書類	備考
要保護者	生活保護の受給	保育料の全額	被保護証明書	
準要保護者	児童会を利用する児童の保護者のうち、要保護者に準ずる程度に困窮している者で次の各号に該当するもの	保育料の半額	/	
	(1)前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者		/	
	ア. 生活保護の停止または廃止		保護廃止（停止）決定通知書	
	イ. 個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税が減免		非課税証明書又は減免決定書の写し(子供、学生を除く世帯全員)	丸亀市で市税の申告をしている方は、提出は不要です。
	ウ. 国民年金の掛金の免除		国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯全員）	有効期限が更新されたら、当該年度分の書類を再提出すること。
	エ. 児童扶養手当の支給		児童扶養手当証書の写し	
	(2)丸亀市就学奨励費の支給		/	
(3)その他教育委員会が特に減免を必要と認めた者		様式5号へ申請理由を具体的に書いてください。		

※年度途中で該当理由が更新された場合は、更新後の内容で再審査します。

教育委員会で審査し、認定が取消しとなった場合は、通知します。

裏面へ続く

記入方法と注意点

様式第5号（第8条関係）

青い鳥教室への提出日を記入してください。

令和 年 月 日

児童会保育料減免申請書

丸亀市教育委員会 宛

利用申請書に記入した保護者名を記入してください。

保護者名

児童会保育料減免を受けたいので、次の理由により申請します。
なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。

記

1 児童会名 ○○ 青い鳥教室

入会児童名 ○○○○ 平成 ○○年 ○月 ○日生

2 申請理由

「丸亀市放課後留守家庭児童会 保育料の減免について」の対象者をご覧になり、ご自分が該当する番号に○を付けてください。
申請理由に応じて必要な書類を必ず一緒に提出してください。
この様式は保育料の減免を申請する全ての方の提出が必要です。

1. 生活保護の受給中。
2. 生活保護の停止又は廃止をされた。
3. 個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免を受けている。
4. 国民年金の掛金の免除を受けている。（有効期限： 年 月 日）
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。（有効期限：令和6年10月31日）
6. 丸亀市就学奨励費の支給を受けている。
7. その他（理由

児童扶養手当書等に記載されている有効期限を記入してください。

- 各種証書等のコピーは、証書名と受給者氏名、有効期限等が掲載されている部分をコピーしてください。
- なお、減免の対象者で無くなった時は速やかに、利用している青い鳥教室まで連絡してください。

児童会保育料減免申請書

丸亀市教育委員会 宛

保護者名

児童会保育料減免を受けたいので、次の理由により申請します。
なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。

記

1 児童会名： 青い鳥教室

入会児童名： 平成 年 月 日生

2 申請理由（該当する番号に○を付け、理由に応じて必要な書類を提出してください。）

1. 生活保護の受給中。
2. 生活保護の停止又は廃止をされた。
3. 個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免を受けている。
4. 国民年金の掛金の免除を受けている。（有効期限： 年 月 日）
5. 児童扶養手当の支給を受けている。（有効期限： 年 月 日）
6. 丸亀市就学奨励費の支給を受けている。

7. その他（理由

）

）